

令和7年度所沢市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度所沢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	35床	(許可病床数49床)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	12,775人	
外 来	48,746人	
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院	35人	
外 来		
平 日	169人	
休 日	55人	
小児夜間急患診療	7人	
小児深夜帯 急患診療	4人	
二 次 救 急	2人	
(4) 年 間 健 康 検 診 者 数		
人 間 ド ッ ク 検 診	10,600人	
生 活 習 慣 病 検 診	1,200人	
指 定 検 診	22,513人	
特 定 健 診 等	880人	
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業		
病 院 整 備 費	152,824千円	
固 定 資 産 購 入 費	324,435千円	
リ ー ス 資 産 購 入 費	4,899千円	

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病院事業収益		2, 0 1 0, 8 7 6 千円
第 1 項 医業収益		1, 7 4 1, 5 7 0 千円
第 2 項 医業外収益		2 6 9, 2 9 6 千円
第 3 項 特別利益		1 0 千円
	支	出
第 1 款 病院事業費		2, 2 8 8, 0 3 8 千円
第 1 項 医業費用		2, 2 0 1, 6 9 4 千円
第 2 項 医業外費用		8 1, 2 8 9 千円
第 3 項 特別損失		5, 0 0 0 千円
第 4 項 予備費		5 5 千円

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5 1, 7 4 9 千円は過年度分損益勘定留保資金 7, 8 6 0 千円及び当年度分消費税資本的収支調整額 4 3, 8 8 9 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		4 4 7, 2 0 0 千円
第 1 項 企業債		4 4 2, 2 0 0 千円
第 2 項 負担金		5, 0 0 0 千円
	支	出
第 1 款 資本的支出		4 9 8, 9 4 9 千円
第 1 項 建設改良費		4 8 2, 1 5 8 千円
第 2 項 企業債償還金		1 1, 2 9 1 千円
第 3 項 予備費		5, 5 0 0 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
事務機器借料	令和 8 年度から令和 1 2 年度まで	1 5, 0 0 8 千円
施設警備委託料	令和 8 年度から令和 1 0 年度まで	3 9 6 千円
令和 8 年度開始前に契約事務を行う業務 (材料費・委託料・賃借料)	令和 8 年度まで	契約により決定した額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医 療 機 器 整 備 事 業	306,900 千円	普 通 貸 借 又 是 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び機構資金につ いて、利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件に より、銀行その他の場合にはその債権 者と協定する融資条件による。 ただし、企業財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、若しくは 繰上償還又は低利に借換えすることが できる。
市民医療センター再整備事業	135,300 千円			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、2 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 職員給与費 | 1, 275, 769 千円 |
| (2) 交際費 | 100 千円 |

(他会計からの補助金)

第 10 条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、210,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、66,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 12 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
器械備品	医療情報システム (電子カルテ)	1 式

令和 7 年 2 月 18 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊